

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

（令和8年6月）

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供にあたり、厚生省令第38号第4条に基づき、説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名	有限会社 やまびこ	事業所代表者名	氏家 延子
事業所の所在地	奈良県北葛城郡上牧町下牧1-2-25		
電話番号	0745-32-6825	FAX 番号	0745-32-6827
法人種別	有限会社		
法人代表者名	氏家 延子		

2. 事業所名・居宅介護サービスの種類及び所在地等

事業所名及び指定番号	サービスの種類	所在地及び電話番号	事業実施地域
有限会社 やまびこ 2973100015	居宅介護支援	北葛城郡上牧町下牧1-2-25 TEL0745-32-6825	北葛城郡、生駒郡、磯城郡、香芝市、 大和郡山市、大和高田市、葛城市

3. 苦情・相談窓口

窓 口	利用時間	利用方法
有限会社 やまびこ 担当者 管理者 横田 愛子	月～金 午前9時～午後5時 (それ以外は24時間連絡体制可能)	電話 0745-32-6825 面接 有限会社 やまびこ
上牧町役場 生き生き対策課 介護保険係	月～金 午前8時30分～午後5時15分	電話 0745-79-2020 面接 上牧町役場 生き生き対策課 介護保険係
奈良県国民健康保険団体連合会	月～金 午前9時～午後5時	電話 0744-29-8311

4. 秘密保持義務

正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないよう必要な処置を講じます。
ただし、裏面の個人情報使用の利用目的に記載されている内容については同意の上、個人情報を使用します。

5. ご利用居宅介護サービスの種類

居宅介護支援サービス

6. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び身体障害者に対し、居宅サービスを利用できるように、適切な援助を提供します。
運営方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又、その家族の希望等を配慮し、居宅介護サービス計画を作成し、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の負担の軽減を図る。

7. サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から金曜日（8月13日～8月15日・12月30日～1月3日、国民の祝祭日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時まで

8. ご利用事業所の職員体制

職員の職種	員数
事業所の管理者	1名
介護支援専門員	1名以上
事務職員	1名以上

9. サービスの概要

居宅介護支援サービスの内容 以下の①～⑨の内容は、居宅介護支援の一連の業務として介護保険の対象となるものです。
①心身状態の把握（アセスメント）
②居宅サービス計画の作成と交付
③居宅サービス事業者との連絡調整
④サービス実施状況把握、評価
⑤利用者状況の把握（月1回訪問）
⑥サービス担当者会議の開催
⑦給付管理
⑧要介護申請に対する協力・支援
⑨相談業務

10. サービスの料金

居宅介護支援の利用料については全額保険給付されるため利用者の自己負担は発生しません。ただし、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとします。また、事業者は介護職員等処遇改善加算を算定し、その全額を介護職員等の賃金改善等に充てています。加算に伴い利用者負担額が増加することはありません。

11. 介護事故発生時の対応

居宅介護支援サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに契約書等に記載されている関係者に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、必要に応じて保険者（市町村）にも連絡を行います。

12. 損害賠償

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生し、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

13. 非常災害時対策

消防計画等に基づき速やかに消火、避難活動を行います。また、併設サービスとも連携し非常災害対策を一体化に行います。

14. 個人情報の利用目的

【利用者への介護サービス提供のため】 ①利用者へサービスを提供するための連絡調整等 ②居宅介護計画等の作成 ③施設入所審査 ④請求事務 ⑤日誌、会計、経理、事故の報告等の管理業務 ⑥家族等への利用者の心身の状況及びサービスの利用状況等の説明、報告 ⑦行事等、利用者が利用するサービス提供に必要な事項	【行政機関への対応のため】 ①市町村から要求された帳簿書類等の提示や提出命令等への対応 ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示や提出命令 ③都道府県知事による立ち入り検査等への対応 ④市町村による立ち入り検査等への対応 ⑤行政機関が行う利用者からの苦情に関する調査等への協力 ⑥サービスの提供が原因とされる事故発生時の市町村への報告等 ⑦その他、行政機関への対応のために必要な事項
【他事業者等との連携等のため】 ①ご利用者に係る他の居宅サービス事業者及び保険者、地域包括支援センターや、保健医療及び福祉サービスとのカンファレンス、担当者会議等の連携、照会	【その他】 ①法令上に基づく場合 ②損害賠償に係る保険会社等への相談又は届出等 ③ホームヘルパー養成講座受講生、介護学生等の実習への協力等
【介護報酬の回収のため】 ①審査支払機関等へのレセプト等の提出 ②審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ③その他、介護報酬のために必要な事項	

15. ハラスメント行為について

事業者は、職員の働きやすい環境を守り、推進していく観点から、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等のハラスメント行為につきまして、「ハラスメントは、絶対に許されない行為」という姿勢で対応させていただくことに、ご理解とご了承をお願いいたします。

なお、以下のようなハラスメント行為が、利用者やその家族から職員に対してあった場合は、契約を解除する場合があります。また、行為の内容により、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

（１）身体的暴力

身体的な力を使って、危害を及ぼす行為
（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

（２）精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

（３）セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

（４）その他ハラスメント行為と認められる行為

16. 感染症の予防及びまん延防止及び災害発生時の対応について

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的 to 実施します。感染症や災害発生時には、計画に沿って速やかに必要な措置を講じます。

17. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	横田 愛子
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。

18. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないが、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

有限会社やまびこ 代表取締役 氏家 延子 殿

私は、事業者の重要事項説明及び個人情報の利用の目的について、十分な説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用者代理人 住所 _____
(家族等)

氏名 _____ ㊞

説 明 者 有限会社やまびこ 担当介護支援専門員 _____ ㊞